共同住宅用の料金について　（令和元年１０月１日施行の水道料金表に基づきます。）

１　共同住宅用料金計算の概要

本市で共同住宅用扱い（給水条例第３条ほか）として認定している物件には、共同住宅全体の使用水量を一つの水道メーターで計量し、共同住宅全体としての水道料金を代表者である水道使用者（給水契約者）に請求する制度が適用されます。

この場合に適用される水道料金は、共同住宅用の料金体系（給水条例第３０条）を用いて求めます。

このような共同住宅用の料金体系を用いるのは、本市の水道料金が逓増制（使えば使う程に単価が高くなる制度）を採用しているため、一定の使用水量を超えると、共同住宅の一世帯（一戸）当たりの料金負担額が通常の一戸建て住宅に居住する使用者に比較して高額となる可能性があるためです。

そのため、各戸に水道メーターを設置していない共同住宅で基準に適合したときは、お客様からの申請に基づき、共同住宅内の各世帯（各戸）に口径１３ミリの水道メーターが設置されているものと同様に料金の計算を行う制度となっています。

なお、この制度を利用するには、給水条例第３条第２項等に基づき、水道の使用者による本市への届出と水道事業管理者の認定が必要になります。

※水道料金は、使用水量及び世帯数によっては、「共同住宅用扱い」の方が割高になる場合もありますので、ご注意ください。

２　共同住宅用料金のイメージ

（１）本市では共同住宅用扱いと認定された物件では、次のようにみなして水道料金を請求しています。

・各世帯（各戸）の水道メーター口径を１３ｍｍとみなします。

・各世帯（各戸）の使用水量が均等であるとみなします。

・各世帯（各戸）の水道料金を計算し、その合計額を共同住宅の水道料金として水道使用者（給水契約者）に請求します。

※消費税の計算タイミングにより若干の誤差が生じることがあります。

（２）具体的なイメージ

設定例　世帯数　４世帯

使用口径　２０ｍｍ

１か月の使用水量　４１立方メートル

※通常は２か月に一度の請求になりますが、分かりやすくするため１か月で説明を行っています。

各世帯（各戸）の使用状況を次のとおりみなします。

	使用水量	合計金額	口径１３ミリの基本料金 979.00 円	８立方メートルを超え、２０立方メートルまでの分 水量料金　単価 192.50 円	２０立方メートルを超え、３０立方メートルまでの分 水量料金　単価 242.00 円	３０立方メートルを超える分 水量料金　単価 341.00 円
１世帯目	１１立方メートル	1556.50 円	979.00 円	577.50 円		
２世帯目	１０立方メートル	1364.00 円	979.00 円	385.00 円		
３世帯目	１０立方メートル	1364.00 円	979.00 円	385.00 円		
４世帯目	１０立方メートル	1364.00 円	979.00 円	385.00 円		
水道料金	４１立方メートル	5,648 円 ※円未満切捨				

（令和元年１０月１日施行の水道料金表に基づきます。）

上記のようにみなすことには、次のような特性があります。

ア　口径２０ミリのメーターが設置されているが、各世帯（各戸）の使用口径が１３ｍｍとみなされること。

イ　各世帯（各戸）の基本料金が発生すること。

→今回の場合、４世帯分の基本料金が発生します。

ウ　水道料金の逓増制が緩和されること。

→各世帯（各戸）の使用水量の最大が１１立方メートルであるため、水量料金は最大で１９２．５０円／１立方メートルのランクで計算をされます。

(参考)

仮に上記の設定例の物件を一般用で計算した場合、　９，６６９円になります。

	使用水量	合計金額	口径２０ミリの基本料金 1,188.00 円	８立方メートルを超え、２０立方メートルまでの分 水量料金　単価 192.50 円	２０立方メートルを超え、３０立方メートルまでの分 水量料金　単価 242.00 円	３０立方メートルを超える分 水量料金　単価 341.00 円
水道料金	４１立方メートル	9,669 円 ※円未満切捨	1,188.00 円	2,310.00 円	2,420.00 円	3,751.00 円

ア　口径２０ミリのメーターが設置されているため、口径２０ミリの基本料金が発生する。

イ　使用水量が４１立方メートルであるため、水量料金が最大で３４１．００円／１立方メートルのランクで計算をされる。

３　注意事項

（１）各世帯（各戸）の使用水量を均等にみなしているのは料金計算上の方法であり、実際の各戸の使用水量とは異なります。

（２）各世帯（各戸）に対する水道料金割り振り等に関しては、水道使用者（給水契約者）と各世帯（各戸）の居住者との間の契約事項等になり、本市水道局では関知できませんのでご了承ください。

（３）本市水道局では使用世帯数を基に共同住宅用扱いの水道料金を算定しています。使用世帯数が変更となった場合には、必ず「**共同住宅用使用世帯数異動届出書**」を水道局までご提出ください。

４　実際の計算例

実際の計算例は「共同住宅用の料金表（１か月）とその計算例」をご覧ください。